

阿賀野市監査委員告示第3号

財政援助団体等監査結果の公表について

地方自治法第199条第7項の規定に基づいて実施した令和8年度財政援助団体等監査の結果を、同条第9項の規定により別紙のとおり公表します。

令和8年7月22日

阿賀野市監査委員 照 田 伸 宏

阿賀野市監査委員 風 間 輝 榮

財政援助団体等監査結果報告書

1 監査を実施した者

監査委員 照 田 伸 宏

監査委員 風 間 輝 榮

2 監査の種類

財政援助団体監査

3 監査の対象

(1) 監査対象団体 阿賀野市民生委員児童委員協議会

(2) 監査対象補助金 阿賀野市民生委員児童委員協議会補助金

(3) 所管課 福祉支援課（旧社会福祉課）

4 監査の場所

阿賀野市監査委員事務局 事務室

5 監査の範囲

令和7年度の補助金に係る出納その他の事務の執行状況

6 監査の期間

令和8年5月19日から令和8年7月7日

7 監査の実施内容及び着眼点

阿賀野市監査基準に準拠して監査を実施した。

団体から監査調書の説明を受けた後、事前に行った帳票類等の調査結果に基づき、関係者から内容等を聴取した。

監査の主な着眼点は以下のとおりである。

- ・団体に対する補助金が目的に沿って適正に執行されているか。
- ・補助金等に係る収支の会計経理等は適正か。

8 監査の結果

1から7までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、対象となった財政援助団体の補助金に係る出納その他の事務において当該補助金の目的に沿って行われているものの、出納事務において一部不適正な事務取扱が確認された。補助金を財源とする団体の事務については適正な処理に努められたい。

近年、少子高齢化や社会構造変化により、近隣関係の希薄化が進み、民生委員児童委員協議会の活動は複雑かつ複合化している。一方で就労年齢の高齢化により仕事と委員活動との両立のむずかしさが顕著となっている。

「地域共生社会」の実現に向け、今後もその役割が拡大していく中で継続して活動できるよう創意工夫に努められたい。

財政援助団体等監査結果報告書

1 監査を実施した者

監査委員 照 田 伸 宏

監査委員 風 間 輝 榮

2 監査の種類

公の施設の指定管理者監査

3 監査の対象

- | | |
|-----------|----------------------------------|
| (1) 公の施設 | デイサービスセンター
第二わかばの里、第一、第二むすびの里 |
| (2) 指定管理者 | 社会福祉法人 阿賀野市社会福祉協議会 |
| (3) 所管課 | 福祉支援課（旧高齢福祉課） |

4 監査の場所

デイサービスセンター第二わかばの里 会議室および監査委員事務局事務室

5 監査の範囲

令和7年度の指定管理施設に係る出納その他の事務の執行状況

6 監査の期間

令和8年5月19日から令和8年7月7日

7 監査の実施内容及び着眼点

阿賀野市監査基準に準拠して監査を実施した。

団体から監査調書の説明を受けた後、事前に行った帳票類等及び施設の現地調査結果に基づき、関係者から内容等を聴取した。

監査の主な着眼点は以下のとおりである。

- ・施設は、関係法令の定めるところにより適切に管理されているか。
- ・協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- ・公の施設管理に係る収支の会計経理等は適正になされているか。

8 監査の結果

1から7までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、対象となった指定管理施設に係る出納その他の事務は施設の設置目的に沿って行われ、適正に執行されている。

利用者の生活の援助、社会的孤立感の解消、心身機能の維持向上と併せて、家族の負担軽減を目的として阿賀野市のデイサービスセンターは設置され、専門的な知識と経験豊富な職員を有する阿賀野市社会福祉協議会が管理運営を行っている。

高齢化の進行により、利用者数は増加傾向であったが、近年は介護予防の推進や健康寿命の延伸により、横ばいまたは微少に推移している。

住み慣れた地域で可能な限り自立した生活が送れるようサービス提供の効率化を進めつつ、地域包括ケアの強化とサービスの質の向上に努め、引き続き地域福祉の増進に努められたい。